

令和8年9月24日

お客さま各位

館山信用金庫

令和8年台風25号により被災されたお客さまへの相談窓口の設置について

令和8年台風25号で被災された皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

館山信用金庫（理事長 利田 秀男）は、今般の台風により被害を受けられたお客さまを対象とした相談窓口を設置しましたので、お知らせいたします。

記

1. 設置場所

各営業店窓口

2. 設置期間

令和8年9月24日から当面の間

3. 相談受付時間

平日 9：00～15：00

※一部店舗で昼休み休業を実施しています。

4. 相談窓口業務の内容

- (1) 令和8年台風25号により被災されたお客さまについて、預金通帳、証書、キャッシュカード、お届け印等紛失された場合でも、ご本人さま確認のうえで、柔軟に対応しますのでご相談ください。
- (2) 令和8年台風25号により被災されたお客さまの生活再建および事業再開・継続するための資金繰りに関する相談、ご返済猶予や条件変更等に関するご相談を承ります。

※ 本件に関するお問い合わせについては、最寄りの館山信用金庫本支店へご連絡ください。

以上